

【アメリカ】環境保護庁の汚染浄化事業に関する見直し

主幹 総合調査室 鈴木 滋
(海外立法情報調査室在籍時に執筆)

* 連邦環境保護庁（EPA）は、汚染浄化事業の実施体制を、より効率的なものとするべく、見直しに着手した。プルーイト EPA 長官による見直し指示など、この問題をめぐる動きを紹介する。

1 汚染浄化事業の枠組み

連邦環境保護庁（Environmental Protection Agency: EPA）は、「包括的環境対処補償責任法」（1980年制定、1986年改正。CERCLA法又はスーパーファンド法と呼ばれる。）（注1）に基づき、土壌汚染などの浄化事業を実施している。この事業は、特に汚染が深刻な民間業者等の施設を「全米優先順位表」（National Priority List: NPL）に登録し、優先的な浄化対象とするものである。EPAは、汚染を発生させた責任者が不明な場合や、民間業者に費用負担能力がない場合、当面、「有害物質対処信託基金」（いわゆるスーパーファンド）を財源として、NPL登録施設の汚染浄化を行う。EPAは、浄化完了後、当該民間業者に費用を求められることができる（注2）。同法が定める浄化手続では、予備的作業として、汚染状況や浄化方法の調査を行い、その後、実際に浄化作業を行う。予備的作業は完了するまでに数年、事業が最終段階に達するには10年以上かかる場合もあるとされている（注3）。

2 EPA長官による事業見直し指示

トランプ政権は、オバマ政権との政策上の差異を示す重点的テーマとして、環境分野に着目している。EPAについては、「米国第一主義」をうたった予算方針（2017年3月）で、前年度比31%の予算削減を打ち出す（注4）など、所管事業の大幅な見直しを示唆していた。EPAの所管事項において、汚染浄化事業は重要な位置を占めている。オバマ政権では最後となる2017会計年度予算において、事業財源のスーパーファンドには、およそ11億ドルが充てられている（注5）が、前述のように、事業が長期化するなど問題点も指摘されてきた。トランプ政権で新たに就任したスコット・プルーイト（Scott Pruitt）長官は、2017年5月、庁内に対し、効率性等の観点から事業体制を見直すよう、指示を下した。以下、同長官による見直し指示の概要や、関連の報道などを紹介する。

(1) 見直し指示の概要

指示は、5月9日と5月22日、規則等ではなく、「覚書」（memorandum）の形式で下されている（注6）。5月9日付けの指示は、冒頭で「スーパーファンド（汚染浄化事業）は、EPAの極めて重要な業務であり、私の下で、組織の中核的任務にふさわしい地位（rightful place）を与え直す。」と述べており、汚染浄化事業について意義を確認した上で、縮小整理等ではなく、むしろ活性化することが必要との認識を示している。その上で、指示は、「より迅速な汚染からの復旧及び汚染用地の再生を促進するため」として、長官による事業実

施権限の委任について、従来の方式を改めることにしたと述べている。具体的には、これまで土地及び緊急事態対処部長（長官補）（注7）と各地域（複数の州をまたぐ形で10の地域を設定）の支部長に委任されていた、高額な事業の実施方法を決定する権限を長官が直轄する形に変えるものである。これにより、5000万ドル以上を要する事業を実施する場合は、長官の承認が必要となり、州と地域の間で事業の一貫性が高まるとしている。

一方、5月22日付けの指示は、冒頭で、効果的かつ効率的な実施が、事業の要（かなめ）であるが、自治体や住民などからの聴取によれば、事業は過度に長期化しており、地域社会に対し、用地再利用の面で十分な利益を与えていないと述べている。指示は、また、早急に行う措置として、①長官が高額事業を直轄すること（前述）、②この措置にかかわらず、各地域支部とEPA本部が、事業実施面で密接に調整すること、③事業の改善に向けた提言を行わせるため、庁内に特別委員会を設置することの3つを挙げている。なお、同委員会の提言については、本覚書発出後30日以内にまとめるよう、指示している。

(2) 見直し指示をめぐる報道

連邦議会関連の情報紙『ザ・ヒル』は、今般の長官指示について報じており、指示自体に特段反対する動きはないだろうとしつつ、専門家の見解を紹介しながら、いくつか問題点も指摘している。その一つは、長官は、事業の迅速化及びコストダウンを指示しているが、その分、浄化作業が不十分なものになるのではないかという懸念である。そしてもう一つは、十分な財源が確保されない可能性である（注8）。実際、財源となるスーパーファンドについて、トランプ政権は、EPAの予算全体と同様、およそ30%削減する方針を示しており（注9）、今後、長官指示の実効性をめぐる議論も予想される。

注（インターネット情報は2017年6月14日現在である。）

- (1) Comprehensive Environmental Response, Compensation, and Liability Act, 42 U.S.C. §§ 9601-9675.
- (2) CERCLA法（スーパーファンド法）については、以下の資料を参照。小澤隆「米国スーパーファンド法」『外国の立法』No.204, 1999.12, pp.99-112; 山本浩美「第4章 包括的環境対処補償責任法」『アメリカ環境訴訟法』弘文堂, 2002, pp.45-63. なお、1986年の改正により、CERCLA法で定める汚染浄化の手続きは、連邦政府機関の施設についても適用されることになった。2017年5月現在、NPLには民間等の施設1,179か所、連邦政府機関の施設157か所（大半は国防総省及び米軍が所管する基地や演習場）が登録されている。EPAのウェブサイトに掲載された以下の資料を参照。“Superfund: National Priorities List (NPL)” <<https://www.epa.gov/superfund/superfund-national-priorities-list-npl>>
- (3) 山本 同上, p.51.
- (4) Office of Management and Budget, *America First: A Budget Blueprint to Make America Great Again*, March 15, 2017, p.41. <https://www.whitehouse.gov/sites/whitehouse.gov/files/omb/budget/fy2018/2018_blueprint.pdf>
- (5) United States Environmental Protection Agency, *FY 2017 EPA Budget in Brief*, p.105. <<https://www.epa.gov/sites/production/files/2016-02/documents/fy17-budget-in-brief.pdf>> 1ドルは110円（平成29年6月分報告省令レート）。
- (6) EPAのウェブサイトに掲載された以下の資料を参照。“Cercla Memo Directive to Prioritize Superfund Cleanups,” May 9, 2017. <<https://www.epa.gov/newsreleases/cercla-memo-directive-prioritize-superfund-cleanups>>; “EPA Announces Superfund Task Force,” May 22, 2017. <<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-announces-superfund-task-force>>
- (7) 土地及び緊急事態対処部（Office of Land and Emergency Management）は汚染浄化事業の担当部署。
- (8) Timothy Cama, “EPA chief puts new spotlight on cleanup program,” *The Hill*, May 29, 2017. <<http://thehill.com/policy/energy-environment/335383-epa-chief-puts-new-spotlight-on-cleanup-program>>
- (9) Office of Management and Budget, *Major Savings and Reforms: Budget of the U.S. Government Fiscal Year 2018*, March 15, 2017, p.89. <<https://www.whitehouse.gov/sites/whitehouse.gov/files/omb/budget/fy2018/msar.pdf>>